

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会
報告書（案）

平成 28 年●●月●●日

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について	1
1.	基本的考え方	1
2.	改正の内容	2
第 3	臨床実習の在り方について	4
1.	基本的考え方	4
2.	改正の内容	4
第 4	専任教員等について	5
1.	基本的考え方	5
2.	改正の内容	5
第 5	その他について	6
1.	基本的考え方	6
2.	改正の内容	7
第 6	適用時期について	7
第 7	今後の課題	7
第 8	おわりに	8
(参考) 柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会		
	・ 構成員名簿	9
	・ 検討会開催状況	9

第1 はじめに

柔道整復師学校養成施設（以下「学校養成施設」という。）については、「柔道整復師学校養成施設指定規則」（昭和47年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）において、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容等が規定されている。

指定規則については、平成12年に教育科目から教育内容による規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行っていない。

その後、学校養成施設は大幅に増加しており、平成28年度（4月現在）において、全国109施設の定員数は約8千6百人であるが、平成10年度（4月現在：施設数14施設、定員数約千百人）と比べ、約8倍の増加となっている。

また、昨年11月には、柔道整復師の診療報酬に当たる「療養費」を不正受給したとして、反社会的勢力や接骨院などの関係者十数人が詐欺容疑で逮捕されるといった事件も発生している。

これら柔道整復師を取り巻く環境も変化していることから、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、柔道整復師の質の向上などが求められている。

このため、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、カリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要件などの指定規則の改正も含めた見直しについて幅広く検討するため、これまで5回に渡り議論を重ね、今般、その結果を報告書としてとりまとめた。

第2 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

1. 基本的考え方

柔道整復師を取り巻く環境の変化に伴い、開業することが可能である柔道整復師の養成に必要な教育内容や単位数、最低限の履修時間数について検討を行った。

（1）総単位数の引上げについて

総単位数の検討に当たっては、現行の85単位は引き続き履修することとした上で、新たに必要な教育内容（単位数）を加えることとした。

（2）最低履修時間数の設定について

単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例によるとされているが、最低履修時間数については、現在設定されていない。1

単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としており、授業時間数は、例えば、講義及び演習については15時間から30時間の範囲で、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定めるとされている。

現行の85単位について、1単位の授業時間数を最低時間数とした場合の授業時間数は1,530時間、最大時間数とした場合の授業時間数は2,790時間（以上）と大きな差があり、養成される柔道整復師の資質にも差が生じる恐れがあることから、新たに最低履修時間数を設定することとした。

なお、平成12年に「総履修時間数2,480時間以上」から「総単位数85単位以上」という単位制に改正された際、カリキュラムの内容については改正が行われていないため、今回の検討に当たっては、新たに必要な教育内容に対応する時間数を、過去に総履修時間数として規定されていた2,480時間に加えることとした。

2. 改定の内容

(1) 総単位数の引上げについて

現行の85単位に、以下のカリキュラムを加え、総単位数を99単位以上とする。

なお、教育内容及び単位数は別添1、教育の目標は別添2のとおりとする。

(2) 最低履修時間数の設定について

最低履修時間数は、平成12年の改正前に総履修時間数として規定されていた2,480時間に、以下のカリキュラムを加え、2,750時間以上と設定する。

また、各養成施設が特色のある教育を行うべきとの意見があったことから、総単位数99単位以上、最低履修時間数2,750時間以上ということだけでなく、各養成施設における独自のカリキュラムを追加することが望ましいとする努力規定を設けることとする。

[追加等カリキュラム]

- ① 高齢者の生理学的特徴・変化（専門基礎分野） 1単位 15時間
高齢者への施術に当たり、高齢者の特性を理解したうえで施術を行うことが求められることから、高齢者に関する身体機能維持・改善における運動訓練の影響などに係るカリキュラムを追加する。

- ② 競技者の生理学的特徴・変化（専門基礎分野） 1単位 15時間
競技者への施術に当たり、競技者の特性を理解したうえで施術を行うことが求められることから、競技者に関する身体機能維持・改善における運動訓練の影響などに係るカリキュラムを追加する。
- ③ 柔道整復術の適応（専門基礎分野） 2単位 30時間
柔道整復師が業務を行うに当たり、患者に対する医療安全の観点から、対象となる運動器疾患が業務範囲にあるかどうかを適切に判断し、柔道整復術を適切に実施できる能力を身に付けるためのカリキュラムを追加する。
- ④ 職業倫理（専門基礎分野） 1単位 15時間
柔道整復師は開業することが可能であることから、免許取得後すぐに開業する者も一定数いることを踏まえ、職業倫理に関するカリキュラムを追加する。
- ⑤ 社会保障制度（専門基礎分野） 1単位 15時間
柔道整復師は開業することが可能であることから、医療費等の社会保障制度を理解することにより、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるよう必要な知識を身に付けるためのカリキュラムを追加する。
- ⑥ 外傷の保存療法（専門分野） 1単位 15時間
柔道整復師として備えるべき外傷性疾患への対応能力の強化のため、外傷の保存療法についての教育の充実を図り、外傷の経過及び治療判断に関するカリキュラムを追加する。
- ⑦ 物理療法機器等の取扱い（専門分野） 1単位 15時間
柔道整復領域で使用する物理療法機器等の原理、作用等を学び、その適切な取扱いに関するカリキュラムを追加する。
- ⑧ 柔道整復術適応の臨床的判定（医用画像の理解を含む）（専門分野） 2単位 30時間
新たに追加する柔道整復術の適応で得た知識を活用し、臨床所見から判断して施術に適する損傷と、適さない損傷を的確に判断できる能力を身に付け、また、安全に柔道整復術を提供するため、医用画像を理解するためのカリキュラムを追加する。
- ⑨ 高齢者の外傷予防（専門分野） 1単位 15時間
柔道整復師への社会的要請の一つである高齢者の外傷予防に対し、新たに追加する高齢者の生理学的特徴・変化で得た知識を活用し、高齢者に対する具体的な外傷予防の手法を身に付けるためのカリキュラムを追加する。

- ⑩ 競技者の外傷予防 (専門分野) 1単位 15時間
柔道整復師への社会的要請の一つである競技者の外傷予防に対し、新たに追加する競技者の生理学的特徴・変化で得た知識を活用し、競技者に対する具体的な外傷予防の手法を身に付けるためのカリキュラムを追加する。
- ⑪ 臨床実習 (専門分野) 3単位 135時間
柔道整復師の臨床における実践的能力を向上するため、臨床実習を1単位から4単位へ拡充する。
- ※ 上記追加等カリキュラムのなかには、既に既存カリキュラムで教育されているものが部分的に含まれていることから、これらを調整する必要がある。(重複するものとして1単位、45時間を削減する。)

第3 臨床実習の在り方について

1. 基本的考え方

臨床実習については、主として、学校養成施設附属の臨床実習施設において行われているが、臨床実習の拡充に伴い、臨床実習施設の拡大及びその要件等について検討を行った。

また、臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、これまで必ずしも明確にされていなかったことから、その検討も行った。

2. 改正の内容

(1) 臨床実習施設について

臨床実習施設については、学校養成施設附属の臨床実習施設、柔道整復を行う施術所を基本として、整形外科や救急医療を行っている医療機関、スキー場等における救護所等のスポーツ施設及び機能訓練指導員を配置している介護施設等に拡大する。

なお、機能訓練指導員を配置している介護施設等で行う臨床実習については1単位を超えない範囲とする。

(2) 柔道整復を行う施術所の要件について

柔道整復を行う施術所の要件を以下のとおりとする。

- ① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
- ② 5年以上の開業経験があること。
- ③ 教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務に従事した後
に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講

習会」を修了した柔道整復師である臨床実習指導者が配置されていること。

- ④ 過去１年間の施術日の平均受診者数が２０名以上であること。
- ⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
- ⑥ 過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
- ⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

なお、学校養成施設附属の臨床実習施設以外の柔道整復を行う施術所等において臨床実習を行おうとする学校養成施設は、あらかじめ行政庁に対して届け出ることとする。（変更になった場合も同様とする。）

（３）柔道整復師臨床実習指導者講習会について

柔道整復師臨床実習指導者講習会について厚生労働省の定める基準は、別添３に定める内容とすることが望ましい。

（４）臨床実習において実習生が行うことができる行為について

臨床実習において実習生が行うことができる行為については、あらかじめ患者に同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監視の下、当該指導者が主体的に行う施術の介助は行うことができるものとする。

なお、施術の介助を行う場合には、臨床実習前に、学生の技術等に関して、施術実技試験等による評価を行い、直接患者に対して施術を行うに足る総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。

第４ 専任教員等について

１． 基本的考え方

総単位数の引上げ等に伴い必要となる専任教員の人数、臨床実習の拡充等に伴う教員の見直しについて検討を行った。

また、教員の質の向上を図るため、専任教員の要件や、専任教員の定義を明確化することについて検討を行った。

さらに、柔道整復師である教員については、教授範囲が専門基礎分野における保健医療福祉と柔道整復の理念（医学史、関係法規、柔道）及び専門分野に限られているが、そのため、専門基礎分野の教育内容を柔道整復師があらためて専門分野で教授しているなどの弊害が生じているとの意見があったことから、今回のカリキュラム等の見直しを踏まえ、教授範囲の拡大について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 専任教員数等の見直し

総単位数の引上げ等に対応するため、専任教員数を5名以上から6名以上とする。また、学校養成施設附属以外の臨床実習施設で実習を行う場合には、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置することとする。

(2) 専任教員の要件の見直し、定義の明確化等

専任教員の資質向上のため、実務経験年数を3年以上から5年以上とする。なお、現在は実務経験が3年経過した後に専任教員となるための教員講習会を受講しているが、見直しに伴い5年の実務経験のなかで教員講習会の受講を可能とする。

また、専任教員の定義を以下のとおり明確化するとともに、カリキュラム等の見直し及び臨床実習の拡充に伴い、専任教員についても臨床能力の向上が求められることから、専任教員も臨床実習施設において自ら臨床能力の向上に努めるよう規定する。

〔専任教員の定義〕

- ・教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
- ・専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。

(3) 専任教員の教授範囲の見直し

現在、柔道整復師である専任教員の専門基礎分野の教授範囲は、保健医療福祉と柔道整復の理念に限定されているが、カリキュラム等の見直し等を踏まえて教授範囲を以下のとおりとする。

〔専任教員（柔道整復師）の教授範囲〕

- ・ 社会保障制度
- ・ 人体の構造と機能（解剖学のうち、運動器系の構造に関する事項）
- ・ 人体の構造と機能（運動学のうち、運動器の機能に関する事項）
- ・ 疾病と傷害（リハビリテーション医学のうち、高齢者運動機能の維持・回復に関する事項）
- ・ 保健医療福祉と柔道整復の理念（医学史、関係法規、柔道）

第5 その他について

1. 基本的考え方

(1) 通信教育等の活用について

質の高い柔道整復師の養成に繋がる通信教育等の活用について検討を行った。

(2) 養成施設において備えるべき備品等の見直しについて

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、養成施設において備えるべき備品等について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 通信教育等の活用について

基礎分野 14 単位のうち、7 単位を超えない範囲で、通信教育等の活用が可能となるよう、本人からの申請に基づいて個々の履修内容を評価し、養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、該当する科目の単位として認定することができる旨の規定を追加する。

(2) 養成施設において備えるべき備品等の見直し

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

- ・ 現在、養成施設に備えるべきものとして規定されている基礎医学実習室を削除し、実技実習室を実習室とする。
- ・ 実習室の面積は生徒 1 人につき 2. 1 m²以上とする。
- ・ 現在、実習室に備えるべきものとして規定されている消毒設備を削除する。
- ・ 現在、養成施設に備えるべき備品として規定されている標本を削除し、備えるべき備品を別添 4 のとおりとする。

第 6 適用時期について

今回の報告は、柔道整復師を取り巻く環境の変化に伴い、早急に対応する必要性を踏まえつつ、学校養成施設における体制整備及び学生募集などを考慮し、平成 30 年 4 月の入学生から適用することが適当と考える。

また、専任教員数の 5 人以上から 6 人以上への見直し、専任教員の要件である実務経験 3 年以上から 5 年以上への見直しについては、教員確保の準備期間等を考慮し、新カリキュラムの適用から 2 年程度の経過措置を設けることが適当である。

第 7 今後の課題

今回の改正については、質の高い柔道整復師を養成するため大幅な改正をするものであり、新カリキュラムの適用がされた以降、当該改正による柔道整復師の質の向上について検証することが必要と考える。

また、冒頭でも述べたが平成１２年の前回改正から約１６年経過しており、その間に柔道整復師を取り巻く環境も大きく変化している。今後も高齢化の進展等に伴い柔道整復師に求められる役割も変化していくことが考えられることから、上記の検証も踏まえ、新カリキュラムの適用から５年を目処として、新たな改正の必要性についての検討を行うことが望まれる。

さらに、今回の改正において、臨床実習施設の拡大を図ることとしたが、柔道整復を行う一般の施術所における臨床実習に伴い、臨床実習生が当該施術所において労働力になってしまうという懸念も指摘されたことから、適切な臨床実習が行われるよう都道府県等における必要な指導をお願いしたい。

最低履修時間数の設定に当たっては、医師、歯科医師と同様に柔道整復師は開業が可能であることから最低履修時間数を更に引き上げるべきとの意見もあったが、夜間部においても実施可能な範囲での設定として検討を行った。今後の検討に当たっては、夜間部の在り方も含めた検討が必要と考える。

臨床実習実施前の学生の評価については、現在卒業の判定に当たり行われている、公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査制度と同様に、全国統一の評価とするべきであるとの意見もあり、将来的には全国統一の評価方法となるよう検討が必要である。

養成施設に備えるべき備品については、医療安全の観点から超音波画像診断装置を活用することは有用であるという意見がある一方、現在の養成施設及び施術所における整備状況を考慮すると、備えるべき備品に加えるには時期尚早との意見もあった。医用画像を理解することについては、これからの多職種連携の推進や医療安全の観点から教育が必要としたものであり、柔道整復師の役割を十分に発揮するためにも、まずは多職種連携を推進することが重要である。養成施設において、超音波画像診断装置を自主的に整備している実態はあるが、これを養成施設の備えるべき備品として追加することについては、今後、新カリキュラム適用に伴う影響を見極め、改めて検討すべきである。

第８ おわりに

本報告の内容は、柔道整復師の教育に関し大幅な見直しを求めるものであるが、いずれも早急に実施されることが必要である。行政は本報告の趣旨を踏まえ、その内容が適切に実施されるよう指定規則等の改正に着手される事を期待する。

最後に、施術所において柔道整復が適切に実施されるためには、学校養成施設における教育において、施術所や医療機関の協力、連携が必要である。また、患者への安全な柔道整復を提供するためには、各地域の医療機関と施術所がお

互いに協力し、連携を図ることも重要であることから、今後、これらが一層強化されることを期待する。

(参 考)

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会構成員名簿

碓井 貞成	公益社団法人全国柔道整復学校協会 会長
釜 范 敏	公益社団法人日本医師会 常任理事
○ 北村 聖	東京大学大学院医学系研究科 附属医学教育国際研究センター 教授
樽本 修和	帝京平成大学 教授 (一般社団法人日本柔道整復接骨医学会)
長尾 淳彦	明治国際医療大学保健医療学部 教授 (公益社団法人日本柔道整復師会)
成瀬 秀夫	東京有明医療大学 柔道整復学科長
西山 誠	国際医療福祉大学 教授
福島 統	公益財団法人柔道整復研修試験財団 代表理事
細野 昇	呉竹医療専門学校 校長
松下 隆	一般財団法人脳神経疾患研究所 附属総合南東北病院 外傷センター長

※○は座長

(五十音順、敬称略)

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会開催状況

第1回	平成27年12月11日	柔道整復師学校養成施設の現状と課題について
第2回	平成28年 2月22日	カリキュラム等の改善について
第3回	5月19日	カリキュラム等の改善について
第4回	7月 7日	カリキュラム等の改善について
第5回	9月16日	報告書(案)について

教育内容、単位数

教育内容		単位数	備 考
基礎分野	科学的思考の基盤	1 4	
	人間と生活		
専門基礎分野	人体の構造と機能	1 5	高齢者及び競技者の生理学的特性・変化を含む。
	疾病と傷害	1 1	
	柔道整復術の適応	2	
	保健医療福祉と柔道整復の理念	8	職業倫理を含む。
	社会保障制度	1	
専門分野	基礎柔道整復学	1 0	外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。
	臨床柔道整復学	1 7	物理療法機器等の取り扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定（医用画像の理解を含む。）を含む。
	柔道整復実技	1 7	高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術実技試験などを含む。
	臨床実習	4	
合 計		9 9	

教育の目標

教育内容		単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	1 4	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能	1 5	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
	疾病と傷害	1 1	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。
	柔道整復術の適応	2	適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応するか否かの判断能力を養う。
	保健医療福祉と柔道整復の理念	8	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。
	社会保障制度	1	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。
専門分野	基礎柔道整復学	1 0	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。
	臨床柔道整復学	1 7	柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。
	柔道整復実技	1 7	種々の外傷に必要な予防（高齢者、競技者等）と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる臨床的観察能力、分析力を養う。
	臨床実習	4	柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。

柔道整復師臨床実習指導者講習会の開催指針（案）

第 1 開催指針

1. 講習会実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

（1）講習会主催責任者 1 名以上

※ 講習会を主催する責任者

※ （2）との兼務も可

（2）講習会企画責任者 1 名以上

※ 企画、運営、進行等を行う責任者

（3）講習会世話人 グループ討議の 1 グループ当たり 1 名以上

※ 企画、運営、執行等に協力する者

※ 講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16 時間以上であること。

※ 連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

① 講習会の目標があらかじめ明示されていること。

② 一回当たりの参加者数が 50 名以内であること。

③ 参加者が 6 名から 10 名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。

④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。

⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。

⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

4. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① 柔道整復師養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 施術所における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

5. 講習会の修了

講習会の修了者に対して、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

- 修了証書については、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとったものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
 - ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
 - ⑧ 講習会の概要（グループ討議の成果及び発表の結果を盛り込むこと。）

養成施設に備えるべき備品

器械器具	一 専門基礎科目用 イ 生理学実習用機器(血圧計、聴診器を含む。) ロ 整形外科学・リハビリテーション医学実習用機器(赤外線治療器、ギプス等、温熱療法機器、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 救急外科学実習用機器 ニ 装具(十種類以上、スプリントを含む。) 二 専門科目用 イ 固定用具一式(副木を含む。) ロ 物理療法実習用機器(各種電法、低周波治療法器を含む。)
模型	人体骨格模型(等身大)、人体解剖模型、循環器模型、神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、味覚器模型、聴覚器模型、嗅覚器模型、視覚器模型、触覚器模型(外皮)、関節種類模型(八種以上)、上・下肢解剖模型、脊髓横断模型及び実習モデル人型
図書	一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む) 千冊以上 二 学術雑誌(電子書籍を含む十種類以上)
その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)

備考 器械器具及び模型については、実習用に必要な数を有すること。

(参考1) 柔道整復師学校養成施設指定規則 改正イメージ

現 行	改正イメージ
柔道整復師学校養成施設指定規則 (昭和四十七年五月十三日文部省・厚生省令第二号) 柔道整復師法施行令(昭和四十五年政令第二百十七号)第七条第四号及び第九条の規定に基づき、柔道整復師学校養成施設指定規則を次のように定める。 (この省令の趣旨) 第一条 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号。以下「法」という。)第十二条の規定に基づく学校又は柔道整復師養成施設(以下「養成施設」という。)の指定に関しては、柔道整復師法施行令(平成四年政令第三百二号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 2 前項の学校とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。 (指定基準) 第二条 令第二条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者(法第十二条第一項に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者又は同法第一条に規定する学校以外の学校若しくは養成施設にあつては、法附則第十一項の規定により大学に入学す	

ることができる者とみなされる者を含む。)であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者であること。

五 別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。

六 教員は、別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。

七 教員のうち五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）とすることができる。

八 一学級の生徒の定員は三十人以下であること。

九 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。

十 基礎医学実習室及び実技実習室を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、基礎医学実習室の面積は生徒一人につき三・三一平方メートル以上、実技実習室の面積は一ベッドにつき六・三平方メー

七 教員のうち六人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員（以下「専任教員」という。）であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数）とすることができる。

十 実習室を有すること。

十一 普通教室の面積は生徒一人につき一・六五平方メートル以上、実習室の面積は生徒一人につき二・一平方メートル以上であること。

トル以上であること。

十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。

十三 校舎の配置及び構造は、第九号から前号までに定めるもののほか、教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。

十四 教育上必要な器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品を有すること。

十五 専任の事務職員を有すること。

十六 管理及び維持経営の方法が確実であること。

(指定に関する報告事項)

第二条の二 令第二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 指定をした年月日及び設置年月日(設置されていない場合にあつては、設置予定年月日)

五 学則(修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。)

六 長の氏名

(指定の申請書に添える書類の記載事項)

第三条 令第三条の申請書には、次に掲げる事項(地方公共団体(地

十二 実習室は、ロッカールーム又は更衣室を有すること。

十四 教育上必要な器械器具、模型、図書並びにその他の備品を有すること。

十五 臨床実習を行うのに適当な施術所その他の施設を実習施設として利用しうること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。

十七 専任の事務職員を有すること。

十八 管理及び維持経営の方法が確実であること。

方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成施設にあつては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えなければならない。

一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名及び履歴

七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型、図書その他の備品の目録

十 収支予算及び向こう二年間の財政計画

2 令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面には、前項第二号から第九号までに掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

（変更の承認又は届出を要する事項）

第四条 令第四条第一項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項とする。

2 令第四条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号

十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要

十一 実習施設における最近一年間の柔道整復の施術の受診者数

十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画

2 令第九条の規定により読み替えて適用する令第三条の書面には、前項第二号から第十一号までに掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

2 令第四条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号

から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。）とする。

- 3 令第九条の規定により読み替えて適用する令第四条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項とする。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第四条の二 令第四条第三項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一 変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項を除く。） 当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二 変更の届出又は通知に係る事項 当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

（報告を要する事項）

第五条 令第五条第一項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別生徒数
- 二 前学年度の卒業者数
- 三 前学年度における教育の実施状況の概要
- 四 前学年度における経営の状況及び収支決算

- 2 令第五条第二項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

から第三号までに掲げる事項若しくは同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び生徒の定員に関する事項を除く。次項において同じ。）又は実習施設とする。

	保健医療福祉と柔道整復の理念	<u>七</u>		保健医療福祉と柔道整復の理念 <u>社会保障制度</u>	<u>八</u> <u>二</u>	職業倫理を含む。
専門分野	基礎柔道整復学	<u>九</u>	専門分野	基礎柔道整復学	<u>十</u>	<u>外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。</u>
	臨床柔道整復学	<u>十四</u>		臨床柔道整復学	<u>十七</u>	<u>物理療法機器等の取り扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定（医用画像の理解を含む。）を含む。</u>
	柔道整復実技（臨床実習を含む。）	<u>十六</u>		柔道整復実技	<u>十七</u>	<u>高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術試験などを含む。</u>
合 計		<u>八十五</u>	合 計		<u>四</u> <u>九十九</u>	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。
二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項の規定により認定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは養成施設、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）法第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号若しくは第二

号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、柔道整復実技（臨床実習を含む。以下同じ。）十六単位以上及び柔道整復実技以外の教育内容六十九単位（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育内容九十五単位（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十七単位以上及び専門分野四十四単位以上）であ

三十二単位以上及び専門分野二十三単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二 (第二条関係)

基礎分野	教授するのに適当と認められる者
専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから <u>三年以上実務に従事した後</u> 、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者 <u>(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)</u>
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから <u>三年以上実務に従事した後</u> 、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

るときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二 (第二条関係)

基礎分野	教授するのに適当と認められる者
専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから <u>五年以上実務に従事し</u> 、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者 <u>(柔道整復術の適応以外に限る。)</u>
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから <u>五年以上実務に従事し</u> 、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

(参考2) 柔道整復師養成施設指導ガイドライン 改正イメージ

現 行	改正イメージ
柔道整復師養成施設指導ガイドライン 1 設置計画書に関する事項 (1) 養成施設を設置しようとする者は、様式1による養成施設設置計画書を、授業開始予定日の1年前までに養成施設の設置予定地の都道府県知事に提出すること。 (2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について都道府県知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を、当該養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。 2 指定の申請等に関する事項 柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号。以下「令」という。）第3条の指定の申請又は令第4条第1項の変更の承認の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日（変更の承認にあつては、変更を行おうとする日）の6か月前までに養成施設の設置予定地（変更の承認に当たっては、所在地）の都道府県知事に申請すること。 3 設置者に関する事項 設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。 4 学則に定めることが必要な事項 次に掲げる事項は、必ず学則に規定すること。 (1) 養成施設の名称 (2) 位置	

(3) 教育課程（昼間又は夜間の別及び科目ごとの時間数）、1学年の定員、修業年限及び学級数

- (4) 養成施設の休日及び年間必要授業日数
- (5) 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員
- (6) 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続
- (7) 進級、卒業、退学及び除籍の基準
- (8) 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定

5 教員に関する事項

(1) 柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和47年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）第2条第4号の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。

また、「柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者」とは、次の各号に該当する者であること。

ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。

イ 禁こ以上の刑に処せられたことのない者であること。

ウ 柔道整復師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

(2) 指定規則別表第2基礎分野の項に規定する「教授するのに相当であると認められる者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

(3) 教育課程（昼間又は夜間の別及び柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和47年文部省・厚生省令第2号。以下「指定規則」という。）別表第一の教育内容毎の単位数並びに時間数）、1学年の定員、修業年限及び学級数

(1) 指定規則第2条第4号の「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者でないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えないものであること。

また、「柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者」とは、次の各号に該当する者であること。

ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。

イ 禁こ以上の刑に処せられたことのない者であること。

ウ 柔道整復師の養成に熱意及び能力を有する者であること。

ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

イ 担当科目について、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者

（3）指定規則別表第2専門基礎分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア 歯科医師（臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。）

イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助手については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

ウ 柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成元年文部省・厚生省令第5号。以下「改正規則」という。）による改正前の指定規則別表第3「解剖学生理学衛生学（消毒法を含む。）診療概論臨床各論」の項第3号に該当する者（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

（4）指定規則別表第2専門基礎分野の項第3号に掲げる者については、柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成12年文部省・厚生省令第4号）による改正前の指定規則別表第1専門基礎科目の項に規定する医学史及び専門科目の項に規定する関係法規又は柔道のみ教授できること。

（5）指定規則別表第2専門分野の項に規定する「これと同等以上の知識及び経験を有する者」とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。

ア （3）のイに掲げる者

イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員（助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。）

（4）指定規則別表第2専門基礎分野の項第3号に掲げる者については、社会保障制度並びに柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成12年文部省・厚生省令第4号）による改正前の指定規則別表第1専門基礎科目の項に規定する解剖学のうち運動器系の構造に関する事項、運動学のうち運動器の機能に関する事項、リハビリテーション医学のうち高齢者運動機能の維持・回復に関する事項、医学史及び専門科目の項に規定する関係法規又は柔道のみ教授できること。

イ 改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員（改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。）

- (6) 専任教員のうち少なくとも2人は、柔道整復の教育に関し、5年以上の経験を有する者とする。
- (7) 柔道整復師である教員を2人以上専任とすること。
- (8) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。
- (9) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

6 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた生徒の定員が遵守されていること。
- (2) 入学資格の審査は、卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させ確実に行われていること。
- (3) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われていること。
- (4) 入学の時期について厳正な措置がとられ、かつ、途中入学が行われていないこと。
- (5) 転学は、指定施設の相当学年相互の間においてのみ行われていること。
- (6) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況

(6) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となるものとする。

(7) 専任教員は、専ら前項の養成施設における養成に従事するものとする。

(8) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めるものとする。

(9) 専任教員のうち少なくとも2人は、柔道整復の教育に関し、5年以上の経験を有する者とする。

(10) 柔道整復師である教員を2人以上専任とすること。

(11) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。

(12) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。

(13) 養成施設は、柔道整復を行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。

の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする
こと。

(7) 卒業の判定に当たり、公益財団法人柔道整復研修試験財団
が実施する認定実技審査制度などにより実技能力の審査が
適正に行われており、また、その審査結果が記録・保存され
ていること。

(8) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生上必要
な措置が採られていること。

7 授業に関する事項

(1) 教育の内容は別添のとおりであること。

(2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間
の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、
授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に
必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び
演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技
については30時間から45時間の範囲で定めること。

(3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構
成すること。

(4) 昼間の過程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業
は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

(5) 夜間課程においては、夜間（午後6時以降）の授業の時間
は1日に4時間以内であること。

(6) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこ
と。

(4) 教育課程の編成に当たっては、99単位以上で、2,750時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに限らず各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。

(5) 昼間の過程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業
は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。

(6) 夜間課程においては、夜間（午後6時以降）の授業の時間
は1日に4時間以内であること。昼間授業は実習などやむを
得ないと認められる場合に限り行うこと。

(7) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこ
と。

(7) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。

(8) 教員が欠勤した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。

(9) 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成施設で、指定規則別表2の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、7単位数を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- ・ 看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士、作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士

8 実習に関する事項

(1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。

削除

(2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。

(1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設、柔道整復を行う施術所及び医療機関等の実習施設を確保すること。

(3) 養成施設以外での実習が行われていないこと。

9 校舎及び備品に関する事項

- (1) 柔道場を有すること。
- (2) 図書室を有すること。
- (3) 実習室は、水道設備を有すること。
- (4) **基礎医学実習室**は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。

削除

- (3) 医療機関等とは、整形外科や救急を行う病院や診療所、スキー場等の救護所などのスポーツ施設、機能訓練指導員を配置している介護施設等の施設をいうこと。
- (4) 臨床実習は、附属の臨床実習施設または柔道整復を行う施術所で実施することを基本とし、機能訓練指導員を配置する介護施設等においては1単位を超えない範囲に限ること。
- (5) 柔道整復を行う施術所は、次の要件を満たしていること。
 - ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
 - イ 施術所の開設者は、5年以上の開業経験があること。
 - ウ 教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師である臨床実習指導者が配置されていること。
 - エ 施術所における過去1年間の施術日の平均受診者数が20名以上であること。
 - オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
 - カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
 - キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

- (4) **実習室**は、生徒数人を一組として実習を行い得るよう机及び椅子が配置されていること。

(5) 校舎は、原則として設置者所有のものであること。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えないこと。 (6) 校舎は原則として他の目的に併用されていないこと。 (7) 別表に掲げる器械器具、<u>標本及び模型</u>、図書並びにその他の備品を備えること。 10 財政に関する事項 (1) 養成施設の運営が、財政上健全に行われていること。 (2) 養成施設の経理が養成施設以外の経理と明確に区分されていること。 (3) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないこと。 (4) 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改定する場合は次の事項を記載した経理計画書を新設又は改定しようとする日の遅くとも3か月前までに養成施設の所在地の都道府県知事に提出すること。 ア 新設又は改定しない場合に予想される翌年度の経理計画書 イ 新設又は改定した場合に予想される翌年度の経理計画書 ウ 新設又は改定しようとする生徒納付金名とその金額 11 事務に関する事項 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿については20年間、その他の表簿については5年間保存されていること。 (1) 学則、日課表及び学校日誌 (2) 職員の名簿、履歴書及び出勤簿 (3) 学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿 (4) 入学者の選考及び在校する者の成績考査に関する表簿	(7) 別表に掲げる器械器具、<u>模型</u>、図書並びにその他の備品を備えること。
---	--

- (5) 資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿
- (6) 器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録
- (7) 往復文書処理簿

12 その他

- (1) 養成施設の生徒の定員については、学籍簿を審査する等の方法により養成施設の所定の定員が厳守されるよう指導されたいこと。
- (2) 指定規則第5条第1項に基づく報告については、遅滞なくかつ確実に行われるよう指導されたいこと。
なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。
- (3) 無資格の教員による授業が行われることのないよう、免許証、履歴書等により、教員が担当科目を教授する資格があることを確認するとともに、年次報告等を通じて教員の変更があったことを把握した場合には、教員資格を確実に確認すること。
- (4) 夜間課程においては、授業を行うことができる時間数が限られるため、養成施設の認定等を行うに当たり、1単位当たりの時間数からみて、必要な単位数が確実に履修できる年間授業計画となっていることを確認・指導すること。

13 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後であっては指定申請中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であ

ることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

様式 1 柔道整復師養成施設設置計画書（略）

様式 2 柔道整復師養成施設定員変更計画書（略）

別添

教育内容		単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を <u>高め</u> 、自由で主体的な <u>判断力を培う内容とする</u> 。生命倫理、 <u>人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする</u> 。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能	<u>13</u>	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
	疾病と傷害	12	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。

別添

教育内容		単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を <u>磨き</u> 、自由で主体的な <u>判断と行動を培う</u> 。生命倫理、 <u>人の尊厳を幅広く理解する</u> 。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能	<u>15</u>	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。
	疾病と傷害	<u>11</u>	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。

					<u>柔道整復術の適応</u>	<u>2</u>	<u>適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。</u>
	保健医療福祉と柔道整復の理念	7	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。		保健医療福祉と柔道整復の理念	<u>8</u>	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。
					<u>社会保障制度</u>	<u>1</u>	<u>人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。</u>
専門分野	基礎柔道整復学	9	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。	専門分野	基礎柔道整復学	<u>10</u>	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。
	臨床柔道整復学	14	柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。		臨床柔道整復学	<u>17</u>	柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。

	柔道整復実技 (臨床実習を含む。)	16	種々の外傷に必要な予防と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる <u>技術を養う。</u> <u>臨床的観察能力、分析力を養い、臨床における実践的能力を修得する。</u>
	臨床実習	4	<u>柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。</u> <u>また、施術者としての責任と自覚を学ぶ。</u>

別表

器械器具	一 専門基礎科目用 <u>イ 解剖学実習用機器(動物解剖台、動物解剖道具を含む。)</u> <u>ロ 生理学実習用機器(血圧計、聴診器、肺活量計を含む。)</u> <u>ハ 整形外科・リハビリテーション医学実習用機器(赤外線治療器、ギプス、温熱療法機器、角度計、握力計、背筋力計を含む。)</u> <u>ニ 救急外科学実習用機器</u> <u>ホ 装具(十種類以上、スプリントを含む。)</u> <u>ヘ 顕微鏡及びシャーカステン</u> 二 専門科目用
------	---

別表

器械器具	一 専門基礎科目用 <u>削除</u> <u>イ 生理学実習用機器(血圧計、聴診器を含む。)</u> <u>ロ 整形外科・リハビリテーション医学実習用機器(赤外線治療器、ギプス等、温熱療法機器、角度計、握力計、背筋力計を含む。)</u> <u>ハ 救急外科学実習用機器</u> <u>ニ 装具(十種類以上、スプリントを含む。)</u> <u>削除</u> 二 専門科目用
------	---

	イ 固定用具一式(副木を含む。) <u>ロ 骨折治療台</u> <u>ハ</u> 物理療法実習用機器(各種電法、低周波治療器を含む。)		イ 固定用具一式(副木を含む。) <u>削除</u> <u>ロ</u> 物理療法実習用機器(各種電法、低周波治療器を含む。)
<u>標本及び模型</u>	人体骨格模型(等身大)、人体解剖模型、循環器模型、神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、味覚器模型、聴覚器模型、嗅覚器模型、視覚器模型、触覚器模型(外皮)、関節種類模型(八種以上)、上・下肢解剖模型、脊髓横断模型及び実習モデル人型	<u>模型</u>	人体骨格模型(等身大)、人体解剖模型、循環器模型、神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、味覚器模型、聴覚器模型、嗅覚器模型、視覚器模型、触覚器模型(外皮)、関節種類模型(八種以上)、上・下肢解剖模型、脊髓横断模型及び実習モデル人型
図書	一 教育上必要な専門図書 千冊以上 二 学術雑誌(十種類以上)	図書	一 教育上必要な専門図書 <u>(電子書籍を含む)</u> 千冊以上 二 学術雑誌(<u>電子書籍を含む</u> 十種類以上)
その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)	その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)
備考 器械器具並びに <u>模型及び標本</u> については、実習用に必要な数を有すること。		備考 器械器具並びに <u>模型</u> については、実習用に必要な数を有すること。	